

**叙勲**

長年にわたり、まちづくり尽力  
**青山さんが瑞宝双光章を受賞**



瑞宝双光章を受賞した  
**青山 敏雄さん**  
(十三坊塚・6区)

青山敏雄さん(十三坊塚・6区)が瑞宝双光章を受賞しました。青山さんは昭和36年に邑楽町(当時は邑楽村)に入職以来26年間職員として勤務。平成元年には助役に就任し、8年間町長を補佐。その後も町監査委員を務めるなど、まちづくりに尽力されました。今回の受賞はこうした功績が評価されたものです。青山さんは「職員時代は町史の編さん事業、助役時代は中央公園事業などに取り組みました。苦勞もありましたが、喜びも多かったです。微力ながら、まちづくりを携われて光栄です。受賞できたのは、多くの先輩や同僚、そして町民の皆さんのおかげです。本当に感謝しています」と話していました。

**表彰**

公平委員として人事行政を見守る  
**2人が公平委員会総務大臣表彰を受賞**



公平委員会総務大臣表彰  
**田部井 猛夫さん**  
(藤川・16区)



公平委員会総務大臣表彰  
**橋本 康正さん**  
(大谷端宿赤東・31区)

田部井猛夫さん(藤川・16区)と橋本康正さん(大谷端宿赤東・31区)が公平委員会総務大臣表彰を受賞しました。これは、長年にわたる町公平委員としての功績が評価されたものです。田部井さんは平成17年に町公平委員に就任以来、町の人事行政に貢献。平成27年からは委員長を務めています。今回の受賞について田部井さんは「素晴らしい賞を頂き、大変光栄です。よりよい町をつくるため、これからも頑張っていきます」と話していました。橋本さんは平成16年に町公平委員に就任以来、10年間務めました。今回の受賞について橋本さんは「あつという間の10年でした。私が在任中に何事もなく、職務を全うできたことがよかったです。町の皆さん、そして家族には本当に感謝しております」と話してくれました。

**表彰**

第24回参議院議員通常選挙の選挙管理功労者として  
**笠原さんが総務大臣表彰を受賞**



町選挙管理委員会委員長  
**笠原 一夫さん**  
(十三坊塚・6区)

笠原一夫さん(十三坊塚・6区)が、総務大臣表彰を受賞しました。笠原さんは、平成20年から町選挙管理委員を、平成24年から町選挙管理委員会委員長を務めています。数多くの選挙の管理執行に精励、委員会の円滑な運営に尽力されています。今回の受賞は、新たに投票権を得た18・19歳に投票参加の働きかけを行うなど、投票率の向上に取り組んだ功績が認められたものです。笠原さんは「受賞は選挙管理委員や担当職員、選挙に関わる全ての人が力を合わせて取り組んだ結果です。選挙はミスや不正があつてはならないもの。引き続き、公明公正で明るい選挙の執行に努めます」と話していました。

**就労**

町と東毛若者サポートステーションで行う  
**就職活動の支援セミナー**

- ▼日時 3月4日(土)午前10時～正午
- ▼会場 町共同福祉施設
- ▼対象 学校卒業後や離職後、職に就いていない39歳までの若者とその家族
- ▼内容 就職活動や社会的自立を図るためのセミナー
- ※セミナー終了後、希望者への個別相談あり(先着3組まで)。
- ▼定員 30人
- ▼費用 無料
- ▼申込方法 電話または申込用紙に必要事項を書いて直接申し込む
- ※申込用紙は役場商工振興課または町ホームページにあります。
- ▼申込・問合せ 役場商工振興課 ☎47-5026

**表彰**

長年にわたり統計調査員として尽力  
**2人が統計功労者表彰を受賞**



総務大臣表彰  
**天谷 雄一さん**  
(横町化楽・3区)



経済産業大臣表彰  
**永井 知子さん**  
(明野・34区)

1月13日、群馬会館で平成28年度群馬県統計大会が開催され、長年にわたり統計業務に尽力されたかたがたの表彰が行われました。邑楽町からは2人が受賞。天谷雄一さん(横町化楽・3区)が総務大臣表彰、永井知子さん(明野・34区)が経済産業大臣表彰を受賞しました。これは町の統計業務に尽力された功績が認められたものです。天谷さんは「調査員は42年間。国勢調査だけでも9回。表彰を受けて、少しは報われたかな(笑)。関係者の皆さまに感謝です。今回で調査員を退任しますが、町に協力できることがあれば、まだまだ頑張るよ」と話していました。永井さんは「ずっと住んでる町だから、調査員活動も一つの恩返しかな(笑)。調査先で旧友との思い出話に花が咲くこともありました。受賞は調査に協力してくださった皆さまのおかげ。感謝しています」と話していました。

**人権**

法務大臣の委嘱を受け、基本的人権を擁護  
**佐野さんと福島さんが人権擁護委員に**



人権擁護委員  
**佐野 桂彰さん**  
(藤川・16区)



人権擁護委員  
**福島 慶子さん**  
(前原・4区)

先任の人権擁護委員の退任に伴い、佐野桂彰さん(藤川・16区)と福島慶子さん(前原・4区)が、1月1日付けで新たに人権擁護委員に委嘱されました。佐野さんは「これまで僧侶として宗門での人権研修会・合同啓発運動に参加してきました。今後は過去の人権問題をともに、僧侶としての体験、また研修を重ねた経験を人権擁護活動に生かしていきたいと思えます」と話していました。福島さんは「37年間、教師として学校教育に携わってきました。その間、児童生徒の人権、特にいじめ問題に関わり、課題解決に努力しました。その経験を生かし、人権擁護委員として地域の人々のために活動したいと思えます」と話してくれました。※人権相談の日程は毎月、広報おうら「情報広場」の定例相談コーナーで、お知らせしています。

**申請**

申請をお忘れなく  
**農用地区域の変更申請の受付**

町では、農用地区域の変更申請の受け付けをします。農用地区域への農地編入や、農用地区域からの農地の除外を希望する人は申請してください。※申請に必要な書類は、役場農業振興課または町ホームページにあります。

- ▼受付期間 3月1日(土)～15日(土) ※土・日曜日を除きます。
- ▼受付時間 午前8時30分～正午、午後1時～5時
- ▼申込・問合せ 役場農業振興課 ☎47-5027

**届出**

伐採する場合は、あらかじめ届け出を  
**造林届出書の提出をお忘れなく**

山林内での立木伐採には、届出などが必要な場合があります。地域森林計画の対象となっている山林の立木を伐採する場合には、森林法の規定により、あらかじめ「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要になります。

- ▼届出書の提出期間 伐採しようとする日の90日～30日前
- ▼申込・問合せ 役場農業振興課 ☎47-5027



町政 HOT NEWS

表彰

邑楽町のみんなの広報紙だから 広報おうらが二連覇、写真の部でワン、ツー

1月16日、県主催の市町村広報コンクールで「広報おうら平成28年9月号（通算600号）」が、広報紙町村の部で最高賞の第一席に選ばれました。審査員からは「600号の記念号というアドバンテージはあるが、企画力・構成力・取材力・デザイン力に脱帽」歴代担当者に思いを語らせたのが読まれた。身内褒めの感もあるが、DTP導入が全国で2番目に早かったことや、一貫して町民の生の声を届けようとしてきた姿勢が分かる「カラフルで写真も多く、次から次へとページをめくらずにいられない。600号に対する町の熱い思いが伝わってくる」などの評価を受けました。



←8年4か月に1度訪れるメモリアル号。600号は40ページで構成。600号発行を記念した特別企画は第4弾まで行いました。

写真の部第2席 [積み記] (平成28年9月号・表紙)



写真の部第1席 「ちべたーい(つめたーい)」 (平成28年8月号・表紙)



また、写真の部で「平成28年8月号・表紙」が第一席、さらに「平成28年9月号・表紙」が第二席に選ばれました。市町村広報コンクールは前年1年間に発行された広報媒体が対象で毎年1月に行われています。今回は広報紙部門に11点、写真部門に33点、映像部門に3点の応募がありました。第一席に選ばれた広報紙と写真は、日本広報協会主催の全国広報コンクールに出品されます。



←広報おうらの様

ほっほっほ!!  
ふおっほっほ!!  
ふおっつっつ!!  
ほっほっほ!!

生きがいづくりや介護予防を応援するツール

介護支援ボランティアポイント制度



募集中 ボランティア したい人 されたい人

介護支援ボランティアポイント制度は、指定のボランティア活動をした人にポイントが与えられ、そのポイントを交付金に交換できるものです。元気な高齢者の皆さんが町内の高齢者世帯などでボランティア活動を行い、地域に貢献する喜びを味わいながら、自身の健康維持につなげていただくことが狙いです。介護支援ボランティアとして活動してみませんか。



ボランティアしたい人

▶対象(次の全てに該当する人)

- ①町内在住で65歳以上
②介護保険料、後期高齢者医療保険料、町税の滞納がない
③介護保険の要介護・要支援認定を受けていない
④総合事業の事業対象者の認定を受けていない

▶ポイント付与の対象活動

町が指定するボランティア活動で、内容は次の通り

- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などのごみ出し
ごみ出しの支援が必要な人の行政区の決められた収集日に、ごみステーションへごみを持って行く
■町や地域包括支援センターが実施する介護予防教室や、行政区が実施するふれあいサロンの運営の手伝い
歌や体操などのレクリエーションの指導・補助

▶申込方法

所定の申請書に必要事項を記入して、直接申し込む

※申請書は申込先にあります。

※申込後に講習があります。

1時間の活動でスタンプ1個

※ごみ出しの場合は、2回の活動でスタンプ1個になります。
※1日のスタンプの上限は2個までです。

集めたスタンプは、評価ポイントに換算。ポイントに応じた交付金にできます。

Table with 3 columns: スタンプ数, 評価ポイント, 交付金額. Rows show 0-9 stamps to 0 points/0 yen, up to 50 stamps to 50 points/5,000 yen.

※ポイントの集計は、年度内計算です。
※年度内の上限は50ポイントまでです。
※上限を超えた場合は、ポイントに応じて県から提供された物品と交換できます。

ボランティアされたい人

自宅のごみ出しが困難でボランティアの支援を必要とする人も合わせて募集しています。

▶対象(次の全てに該当する人)

- ①町内在住のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など
②家庭ごみを自分でごみステーションに出すことが困難
③親族や近隣住民などからの支援を受けられない

▶申込方法

所定の申請書に必要事項を記入して、直接申し込む
※申請書は申込先にあります。
※ボランティア受け入れの可否は審査を経て決定します。

申込・問合先 町地域包括支援センター ☎80-9300 役場健康福祉課 ☎47-5021

募集

時代のニーズに合った健康づくりのための健康づくり推進協議会の委員を募集

- 健康づくりは、町民、関係団体(者)、行政が一体となって社会全体の健康づくりを推進することが重要です。町では、健康づくり推進協議会の委員を募集します。
健康づくりは、町民、関係団体(者)、行政が一体となって社会全体の健康づくりを推進することが重要です。町では、健康づくり推進協議会の委員を募集します。
健康づくりは、町民、関係団体(者)、行政が一体となって社会全体の健康づくりを推進することが重要です。町では、健康づくり推進協議会の委員を募集します。

子ども

多子世帯の子育て支援 認可外保育施設第3子以降3歳未満児保育料補助金

- 町では、認可外保育施設を利用する多子世帯保護者の子育てと就労の両立を支援するため、補助金を交付します。
①対象児童(次の全てに該当する児童)
②町内に住所を有する
③施設利用月の属する年度の初日の前日時点で満3歳に満たない
④保護者などの扶養している子が3人以上いる世帯に属し、第3子以降の子
⑤補助金交付対象の認可外保育施設を月単位の契約で利用している
⑥対象施設(次の全てに該当する施設)
①群馬県知事に認可外保育施設の届出をしている
②開所時間が1日につきおおむね8時間以上
③事業所内保育施設や店舗の一時預かり施設などは対象になりません。
④補助金額 保育料相当額
※対象児童一人当たり月額2万4,000円が上限。
⑤申請方法 施設利用月の属する年度の末日までに、申請書に必要書類を添えて役場子ども支援課へ申請する
※申請書などは役場子ども支援課にあります。
⑥申請・問合先 役場子ども支援課 ☎47-50044

おはようございます。ごみをお預かりします。

